

## 令和2年度7月教育委員会議定例会議事日程

日 時 令和2年7月30日(木)

午前9時30分より

場 所 二宮町役場 第1委員会室

- 1 開会宣言
- 2 署名委員の指名
- 3 教育長事務報告
- 4 付議事項
  - (1) 議案第6号 令和3年度小学校使用教科用図書採択について
  - (2) 議案第7号 令和3年度中学校使用教科用図書採択について
  - (3) 議案第8号 令和3年度小・中学校使用学校教育法附則第9条による教科用図書採択について
  - (4) 議案第9号 令和2年度二宮町一般会計補正予算(第4号補正)について
- 5 報告・協議事項
  - (1) 二宮町児童生徒就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱について…資料 No.1
  - (2) 二宮町準要保護者昼食代援助費交付要綱について…資料 No.2
  - (3) 令和2年度二宮町学校給食費取扱い特別要綱について…資料 No.3
  - (4) その他

\* 次回教育委員会議予定

- 6 閉会宣言



令和2年7月定例教育委員会議 教育長事務報告

(R2.6.19~R2.7.30)

月	日	曜日	内 容
6	19	金	定例教育委員会議
6	29	月	山西プール開所式
7	1	水	臨時政策会議
7	2	木	小中学校校長会
7	6	月	青少年問題協議会
7	7	火	政策会議
7	8	水	小中学校教頭会
7	9	木	社会教育委員会議
7	21	火	政策会議
			第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
			臨時小中学校校長会
7	27	月	教育委員会学校視察（二宮小学校、二宮中学校）

## 7月政策会議結果報告

令和2年7月1日(水)開催分(臨時開催)

### 【町長あいさつ】

新型コロナウイルス感染症対策について、各種媒体により情報提供を行っているものの、町民に十分に伝わっていない可能性もあるため、問い合わせに対しては、より丁寧に対応すること。また、フェイスブックなどを活用して速やかに情報提供をすること。

職員は、改めて感染防止策を確認し、感染リスクに配慮した勤務を行えるように十分に留意すること。

### 【主な付議案件】

#### 1 国の二次補正予算を受けた二宮町コロナ対策事業予算について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の二次補正予算が成立したことにより、その内容が示された。7月7日(火)の政策会議で各部の提案内容について協議を行う。

### 【情報交換】

○ 特になし

## 7月政策会議結果報告

令和2年7月7日（火）開催分

### 【町長あいさつ】

地方創生臨時交付金の活用については、町民のために有効となるよう支援策を検討すること。

### 【主な付議案件】

- 1 令和3年度国・県の施策・予算に対する政党要望について  
(政策総務部)  
各政党を通じた令和3年度の国・県の施策・予算に対する要望について、町の要望項目及び内容を取りまとめた。  
教育委員会の関係は、
  - ・スクールカウンセラー等の派遣の拡大について
  - ・学校教育の新たな課題に対応するための指導体制の充実について
- 2 「町への提案」等について（6月分）  
(政策総務部)  
「町への提案等」について、6月分を報告があった。
- 3 国の二次補正予算を受けた地方創生臨時交付金活用事業について  
(政策総務部)  
新型コロナウイルス感染症の流行等により、さまざまな影響を受けた個人及び事業者等に対し、国の二次補正予を受けた地方創生臨時交付金を活用した町の支援策として、活用事業案について協議を行った。
- 4 町民センターの空調設備の故障について  
(政策総務部)  
施設再開に向けて空調設備を調整してきた結果、故障していることが判明。修復には時間と予算を要することから、夏季は各部屋に扇風機を設置し、冬季までに空調機能の回復が困難な場合は、ストーブ等による対応を予定している旨の報告があった。

### 【情報交換】

- 新型コロナウイルス感染症の対応について（政策総務部長）  
東京都では、新たに100人以上の感染が連日確認されており、今後、感染拡大の恐れもあることから、改めて感染防止策に努めていただくようお願いする。施設の利用者には、引き続き、神奈川県が実施するLINEコロナお知らせシステムへの登録の案内をお願いする。

## 7月政策会議結果報告

令和2年7月21日(火)開催分

### 【町長あいさつ】

新型コロナウイルス感染者数が拡大しているので、職員は気を引き締め直して、新型コロナへの備えをしっかりと整えること。

### 【主な付議案件】

- 1 「町への提案」等について(7月分) (政策総務部)  
「町への提案等」について、7月分を報告があった。
  
- 2 予備費の充用について (政策総務部)  
新型コロナウイルス感染症対策等に係る緊急的措置として、11件の案件(教育委員会関係は、非接触型体温計)について、予備費より充用したので報告があった。

### 【情報交換】

- 二宮町総合防災訓練の実施について(政策総務部長)  
新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、9月6日(日)の訓練を縮小して開催する。職員訓練については、一部の職員(災害対策本部員及び避難所配備職員)のみの実施とし、その他の職員については、安否確認メールの送受信のみを行う。

## 教育総務課事業報告

### 事業報告

(令和2年6月19日～7月29日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
6月24日	水	一色小学校学校運営協議会	一色小学校	15
7月2日	木	校長会	役場	9
7月8日	水	教頭会	役場	9
7月9日	木	二宮町いじめ問題対策連絡協議会	(書面開催)	—
7月10日	金	二宮西中学校学校運営協議会	二宮西中学校	17
7月15日	水	タブレット端末の貸出(小学校)	小学校	—
7月16日	木	学校事務連携会議	町民センター	8
7月16日	木	二宮中学校学校運営協議会	二宮中学校	11
7月21日	火	臨時校長会	役場	9
7月27日	月	教育委員学校視察	二宮小学校、二宮中学校	8
7月29日	水	二宮小学校学校運営協議会	二宮小学校	12
中止	—	幼・保・小・中一斉避難訓練・引き取り訓練	—	—

### 事業予定

(令和2年7月30日～8月20日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
7月31日	金	1学期終業式	小中学校	—
8月4日	火	ICT活用指導力向上研修会	町民センター	25
8月7日	金	初任者研修会・施設見学会	教育支援室	4・15
8月13日～15日	木～土	学校閉庁日	町立小・中学校	-
8月17日	月	学校事務連携会議	町民センター	8
8月18日～19日	火～水	初任者研修会	町民センター	10
8月21日	金	総合教育会議	役場	10
延期	—	にのみや子どもはぐくみ塾	町民センター	60

## 学校給食センター

### 事業報告

(令和2年6月19日～7月29日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	人数
6月24日	水	給食物資納入業務監査	学校給食センター	5
7月3日	水	献立会議 (P T A)	—	—
7月29日	水	給食物資納入業務監査	給食センター	5

### 事業予定

(令和2年7月30日～8月20日)

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	予定人数
7月30日	木	小・中学校 1学期給食終了	—	—
8月19日	水	小・中学校 2学期給食開始	—	—



## 生涯学習課事業報告（令和2年6月19日～令和2年7月29日）

### 生涯学習・スポーツ班

月/日	曜日	会 議 ・ 行 事 等	開 催 場 所	定員	参加人数
7/3	金	青少年健全育成街頭キャンペーン	駅周辺	10人	中止
7/6	月	青少年問題協議会	町民センター 3Aクラブ室	9人	9人
7/8	水	文化財保護委員会議	ラディアン	5人	延期
7/9	木	社会教育委員会議	ラディアン ミーティングルーム1	8人	8人
7/10	金	青少年指導員連絡協議会	ラディアン ミーティングルーム1	17人	15人

## 生涯学習課事業予定（令和2年7月30日～令和2年8月20日）

### 生涯学習・スポーツ班

月/日	曜日	主な会議・行事等	開催場所	開始時間
7/31	金	文化祭実行委員会①	ラディアン ミーティングルーム2	10:00
8/2	日	第4回バウンズボール大会（スポーツ推進委員主催） 【中止】	町立体育館	-
8/5	水	夏季愛のパトロール①	町内	17:00
8/8	土	夏季愛のパトロール②	町内	17:00
8/14	金	スポーツ推進委員連絡協議会	ラディアン ミーティングルーム1	19:15
8/19	水	プチロボで競走しよう二宮大会 （県青少年センター共催）【中止】	ラディアン ミーティングルーム2	-

#### 【新型コロナウイルス感染症対応について】

##### ①所管施設再開（利用制限あり）

- ・6月16日（火）から 町民運動場、テニスコート
- ・6月17日（水）から ふたみ記念館
- ・7月1日（水）から ラディアン、武道館、町立体育館
- ・8月1日（土）から 学校開放事業

##### ②休館延長

- ・8月31日まで 温水プール

##### ③事業等中止

- ・10月～12月 ラディアン20周年記念事業（次年度に延期）
- ・にのみや町民大学講座（9月末まで）
- ・10月 体育祭
- ・10月～11月 文化祭芸能大会・合唱祭
- ・10月 民俗芸能のつどい（民俗芸能保存会連絡協議会との共催）
- ・12月 継走大会
- ・子ども会育成会連絡協議会主催 子ども野外研修（7月） ・ミニニノミヤ（11月）
- ・2月 市町村対抗かながわ駅伝（神奈川県主催）

## 生涯学習課事業報告(令和2年6月19日～令和2年7月29日)

### 図書館班

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所等	利用数等
6/19	金	わらべうたであそぼう(未就園児とその親)	ラディアン和室	中止
6/20	土	おはなし会とおりがみあそび	図書館おはなしのへや	
6/24	水	録音図書ボランティア	ボランティアルーム	
6/26	金	わらべうたであそぼう(0歳児とその親)①	ラディアン和室	
6/28	日	わらべうたであそぼう(0歳児とその親)②	ラディアン保育室	
7/8	水	ちいちゃいおはなし会	図書館おはなしのへや	
7/12	日	図書リサイクルコーナー	図書館入口	
7/17	金	小・中学生にすすめたい本発行	小中学生に配布 HP掲載(Twitter周知)、館内配布	
7/18	土	おはなし会とおりがみあそび	図書館おはなしのへや	中止
7/23	木	子どもの本の相談員配置(7月23日～26日)	図書館児童コーナー	9件対応
書架整理ボランティア、修理ボランティア			図書館	中止

## 生涯学習課事業予定(令和2年7月30日～令和2年8月21日)

### 図書館班

月日	曜日	主な会議・行事等	開催場所等	開始時間
8/5	水	ちいちゃいおはなし会	図書館おはなしのへや	中止
8/9	日	図書リサイクルコーナー	図書館入口	
8/21	金	わらべうたであそぼう(未就園児とその親)	ラディアン和室	
書架整理ボランティア、修理ボランティア			図書館	

※延長開館再開(試行:8月～):土日の混雑緩和を目的に、毎週金曜日19時まで開館。

参考:6月土日平均 271人/日 7月土日平均 361人/日

議案第6号

令和3年度小学校使用教科用図書採択について

令和2年7月30日提出

二宮町教育委員会教育長 森 英夫

〔提案理由〕

令和3年度使用教科用図書について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づき、二宮町公立小学校における教科用図書を、種目ごとに1種を採択するため提案する。



令和2年度～令和5年度使用 小学校教科用図書

教科・種目		発行者	発行者の番号略称
国語	国語	光村図書出版	38 光村
	書写	光村図書出版	38 光村
社会	社会	教育出版	17 教出
	地図	帝国書院	46 帝国
算数	算数	新興出版社啓林館	61 啓林館
理科	理科	新興出版社啓林館	61 啓林館
生活	生活	東京書籍	2 東書
音楽	音楽	教育出版	17 教出
図画工作	図画工作	開隆堂出版	9 開隆堂
家庭	家庭	東京書籍	2 東書
体育	保健	学研教育みらい	224 学研
外国語	英語	光村図書出版	38 光村
特別の教科 道徳	道徳	東京書籍	2 東書

## 令和3年度使用教科用図書発行者・発行数一覧

### □小学校教科用図書発行者一覧

国語 4者	書写 5者	社会 3者	地図 2者	算数 6者	理科 6者	生活 8者
東京書籍 学校図書 教育出版 光村図書出版	東京書籍 学校図書 教育出版 光村図書出版 日本文教出版	東京書籍 教育出版 日本文教出版	東京書籍 帝国書院	東京書籍 大日本図書 学校図書 教育出版 新興出版社啓林館 日本文教出版	東京書籍 大日本図書 学校図書 教育出版 信州教育出版社 新興出版社啓林館	東京書籍 大日本図書 学校図書 教育出版 信州教育出版社 光村図書出版 新興出版社啓林館 日本文教出版

音楽 2者	図画工作 2者	家庭 2者	保健 5者	外国語 7者	道徳 8者
教育出版 教育芸術社	開隆堂出版 日本文教出版	東京書籍 開隆堂出版	東京書籍 大日本図書 文教社 光文書院 学研教育みらい	東京書籍 開隆堂出版 学校図書 三省堂 教育出版 光村図書出版 新興出版社啓林館	東京書籍 学校図書 教育出版 光村図書出版 日本文教出版 光文書院 学研教育みらい 廣済堂あかつき

# 参考

※令和2年5月22日議決

## 令和3年度二宮町立小学校及び中学校で使用する教科用図書の採択方針

二宮町教育委員会は、神奈川県教育委員会が定めた「令和3年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」に則り、令和3年度に使用する教科用図書の採択方針を定める。

- 1 採択権者の責任において、公明・適正を期し、採択する。
- 2 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、神奈川県教育委員会の「教科用図書調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、二宮町教科用図書採択検討委員会の協議内容を参考にし、採択する。
- 3 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。
- 4 小学校及び中学校の特別支援学級で使用する教科用図書については、学習指導要領に定められた各教科の目標や児童・生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性に応じ、教育目標の達成上適切なものを採択する。





議案第7号

令和3年度中学校使用教科用図書採択について

令和2年7月30日提出

二宮町教育委員会教育長 森 英夫

〔提案理由〕

令和3年度使用教科用図書について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づき、二宮町公立中学校における教科用図書を、種目ごとに1種を採択するため提案する。



令和3年度使用 中学校教科用図書

教科・種目		発行者	発行者の番号略称
国語	国語		
	書写		
社会	地理		
	歴史		
	公民		
	地図		
数学	数学		
理科	理科		
音楽	一般		
	器楽		
美術	美術		
保健体育	保健体育		
技術 家庭	技術		
	家庭		
外国語	英語		
特別の教科 道徳	道徳		

## 令和3年度使用教科用図書発行者・発行数一覧

### □ 中学校教科用図書発行者一覧

国語 4者	国語 (書写) 4者	社会 (地理の分野) 4者	社会 (歴史の分野) 7者	社会 (公民の分野) 6者	社会 地図 2者	数学 7者
東京書籍 三省堂 教育出版 光村図書出版	東京書籍 三省堂 教育出版 光村図書出版	東京書籍 教育出版 帝国書院 日本文教出版	東京書籍 教育出版 帝国書院 山川出版社 日本文教出版 育鵬社 学び舎	東京書籍 教育出版 帝国書院 日本文教出版 自由社 育鵬社	東京書籍 帝国書院	東京書籍 大日本図書 学校図書 教育出版 新興出版社啓林館 教研出版 日本文教出版

理科 5者	音楽 (一般) 2者	音楽 (器楽合奏) 2者	美術 3者	保健体育 4者	技術・家庭 (技術分野) 3者	家庭 (家庭分野) 3者
東京書籍 大日本図書 学校図書 教育出版 新興出版社啓林館	教育出版 教育芸術社	教育出版 教育芸術社	開隆堂出版 光村図書出版 日本文教出版	東京書籍 大日本図書 大修館書店 学研教育みらい	東京書籍 教育図書 開隆堂出版	東京書籍 教育図書 開隆堂出版

外国語 (英語) 6者	道徳 7者
東京書籍 開隆堂出版 三省堂 教育出版 光村図書出版 新興出版社啓林館	東京書籍 教育出版 光村図書出版 日本文教出版 学研教育みらい 廣済堂あかつき 日本教科書

議案第8号

令和3年度小・中学校使用学校教育法附則第9条による教科用図書採択について

令和2年7月30日提出

二宮町教育委員会教育長 森 英夫

〔提案理由〕

学校教育法附則第9条の規定により、教科用図書の特例として、特別支援学級等で使用する教科用図書は、子どもの障害や発達の状況に応じて使用できることから、一般図書一覧等の教科用図書を採択するために提案する。



## ○令和3年度 学校教育法附則第9条により使用する希望図書

### 小学校 国語

No.	図書名	発行者略称	図書コード
1	あかね書房の学習えほん あそぼうあそぼうあいうえお	あかね書房 01-1	I01
2	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」3（改訂版）	同成社 20-5	A03
3	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」入門編2（改訂版）	同成社 20-5	B02
4	ひとりだちするための国語	日本教育研 22-3	A01
5	こくご☆☆☆	東書 2	C-123

### 小学校 書写

No.	図書名	発行者略称	図書コード
1	もじ・ことば3 やさしいひらがな1集	くもん出版 08-1	A03

### 小学校 社会

No.	図書名	発行者略称	図書コード
1	生活図鑑カード お店カード	くもん出版 08-1	B06
2	ドラえもんちずかん1 にっぽんちず	小学館 12-2	C01
3	マナーやルールがどんどんわかる！新装改訂版みちかなマーク	ひかりのく 27-1	003

### 小学校 算数

No.	図書名	発行者略称	図書コード
1	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」5	同成社 20-5	C05
2	ひとりだちするための算数・数学	日本教育研 22-3	A02
3	音のでる知育絵本16とけいがよめるようになる！！とけいくん	ポプラ 30-2	P16
4	さんすう☆☆(2)	教出 17	C-123
5	さんすう☆☆☆	教出 17	C-124

小学校 理科

No.	図書名	発行者略称	図書コード
1	米村でんじろうのDVDでわかるおもしろ実験！！	講談社 10-1	001
2	福音館の科学シリーズ 昆虫	福音館 28-1	G01
3	ふしぎをためすかがく図鑑 しょくぶつのさいばい	フレーベル 28-8	D02

小学校 音楽

No.	図書名	発行者略称	図書コード
1	DVDでひける！はじめてのピアノえほん2 たのしいピアノうた	成美堂出版 14-4	002
2	改訂新版どうようえほん1	ひかりのく 27-1	F01

小学校 英語

No.	図書名	発行者略称	図書コード
1	親子でうたう英語うたの絵じてん	三省堂 11-4	C01

小学校 道徳

No.	図書名	発行者略称	図書コード
1	絵でわかるこどものせいかつずかん1みのまわりのきほん	合同出版 10-8	B01
2	絵でわかるこどものせいかつずかん3おでかけのきほん	合同出版 10-8	B03
3	ピーマン村の絵本たち よーいどん！	童心社 20-1	L06



中学校 国語

No.	図書名	発行者略称	図書コード
1	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」3 (改訂版)	同成社 20-5	A03
2	ゆっくり学ぶ子のための 国語4	同成社 20-5	A04
3	ひとりだちするための国語	日本教育研 22-3	A01
4	国語 ☆☆☆☆	東書 2	C-721

中学校 社会(地理・歴史・公民)

No.	図書名	発行者略称	図書コード
1	ドラえもんちずかん1 にっぽんちず	小学館 12-2	C01
2	マナーやルールがどんどんわかる!新装改訂版みぢかなマーク	ひかりのく 27-1	003

中学校 数学

No.	図書名	発行者略称	図書コード
1	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」5	同成社 20-5	C05
2	ひとりだちするための算数・数学	日本教育研 22-3	A02
3	数学 ☆☆☆☆	教出 17	C-721

中学校 理科

No.	図書名	発行者略称	図書コード
1	米村でんじろうのDVDでわかるおもしろ実験!!	講談社 10-1	001
2	ふしぎをためすかがく図鑑 かがくあそび	フレーベル 28-8	D03

中学校 英語

No.	図書名	発行者略称	図書コード
1	CD付き英語カードあいさつと話しことば編	くもん出版 08-1	H02
2	CDつき楽しく歌える英語のうた	成美堂出版 14-4	005

中学校 道徳

No.	図書名	発行者略称	図書コード
1	学校では教えてくれない大切なこと(6) 友だち関係(気持の伝え方)	旺文社 05-3	B06



## 二宮町児童生徒就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱

二宮町児童生徒就学援助費交付要綱の一部を次のように改正する。

第2条中「児童生徒、又は」を「児童生徒、二宮町内に在住で国・県が設置する中学校（中等教育学校を含む。）に在籍する生徒又は」に改める。

別表を次のように改める。

区分	小学校	中学校
学用品費 (1年生)	11,420	22,320
学用品費 通学用品費 (2年生以上)	11,420 2,230	22,320 2,230
新入学児童生徒学用品費	50,600	57,400
校外活動費	実費	実費
修学旅行費	実費	実費
体育実技用具費 柔道 剣道	—	実費・上限 7,510 実費・上限 51,940
通学費 (通学距離が規定の距離以上で、 交通機関を利用する場合)	(片道 4 km 以上) 実費・上限 39,620	(片道 6 km 以上) 実費・上限 80,070
給食費	実費	実費





附 則  
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

二宮町児童生徒就学援助費交付要綱の一部を改正する要綱の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(資格)</p> <p>第2条 この要綱により援助費を受けることができる者は、二宮町立小学校若しくは中学校に在籍する児童生徒、<u>二宮町内に在住で国・県が設置する中学校(中等教育学校を含む。)に在籍する生徒</u>又は当該年度の翌年度に二宮町立小中学校への就学を予定する者(以下「小中学校入学予定者」という。)の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(資格)</p> <p>第2条 この要綱により援助費を受けることができる者は、二宮町立小学校若しくは中学校に在籍する児童生徒、又は当該年度の翌年度に二宮町立小中学校への就学を予定する者(以下「小中学校入学予定者」という。)の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>

改正後			改正前		
別表（第3条関係） 援助費の種類及び金額（年額）			別表（第3条関係） 援助費の種類及び金額（年額）		
区分	小学校	中学校	区分	小学校	中学校
学用品費 （1年生）	11,420	22,320	学用品費 （1年生）	11,420	22,320
学用品費 通学用品費 （2年生以上）	11,420 2,230	22,320 2,230	学用品費 通学用品費 （2年生以上）	11,420 2,230	22,320 2,230
新入学児童生徒学用品費	50,600	57,400	新入学児童生徒学用品費	50,600	57,400
校外活動費	実費	実費	校外活動費	実費	実費
修学旅行費	実費	実費	修学旅行費	実費	実費
体育実技用具費 柔道 剣道	—	<u>実費・上限 7,510</u> <u>実費・上限 51,940</u>	体育実技用具費 柔道 剣道	—	<u>7,510</u> <u>51,940</u>
<u>通学費（通学距離が規定 の距離以上で、交通機関 を利用する場合）</u>	<u>（片道4km以上） 実費・上限 39,620</u>	<u>（片道6km以上） 実費・上限 80,070</u>	<u>通学費</u>	<u>実費</u>	<u>実費</u>
給食費	実費	実費	給食費	<u>44,550</u>	<u>52,800</u>



改正後

第1号様式(第4条関係)

就学援助費交付(変更)申請書

二宮町教育委員会教育長 殿 年 月 日

住所	二宮町	電話	— —	申請者 (保護者)	印
児童生徒 氏名					学校
					学校
					学校
世帯 全員の 状況を 記入する	氏名	続柄	生年月日	職業・学校学年等	
		世帯主			

下記については、前年又は本年の状況で該当する事項の番号を○で囲んでください。  
 1. 生活保護が途中で廃止(停止)になった。 2. 町民税・固定資産税・個人事業税の減免  
 3. 国民健康保険税・国民年金保険料の減免 4. 児童扶養手当の援助を受けた。  
 5. その他、保護者の死亡など特に経済的に児童生徒の就学が困難となる理由

○住居の形態(所得による規程で審査を受ける方は、必ずご記入ください。)  
 1. 自家 2. 貸家(アパート・一戸建) 家賃 月額 \_\_\_\_\_ 円

※認定基準が証明できる書類(非課税証明書・児童扶養手当証書など)を添付してください。  
 ※所得による規程で審査を受ける方は、収入のある家族全員の源泉徴収票又は前年の年間収入が確認できるものを添付してください。

◎就学援助費の支給は、下記の口座へ振込してください。

金融機関名		支店名	
口座番号	(普通) _____	口座名義人	

※学校納入金がお済でない場合には、学校を経由して交付される場合がありますので、ご了承ください。  
 【教育委員会確認欄】  新規登録  債権者情報変更有り  債権者情報変更無し

◎なお、就学援助費交付申請にあたり町民税等の所得状況を閲覧する場合がありますことに同意します。

氏名(署名) \_\_\_\_\_

改正前

第1号様式(第4条関係)

就学援助費交付(変更)申請書

二宮町教育委員会教育長 殿 年 月 日

住所	二宮町	電話	— —	保護者名	印
児童生徒 氏名				二宮町立	学校
				二宮町立	学校
				二宮町立	学校
世帯 全員の 状況を 記入する	氏名	続柄	生年月日	職業・学校学年等	
		世帯主			

下記については、前年又は本年の状況で該当する事項の番号を○で囲んでください。  
 1. 生活保護が途中で廃止(停止)になった。  
 2. 児童扶養手当の援助を受けた。  
 3. その他、保護者の死亡など特に経済的に児童生徒の就学が困難となる理由

○住居の形態  
 1. 自家 2. 貸家(アパート・一戸建) 家賃 月額 \_\_\_\_\_ 円(必ずご記入ください。)

※収入のある家族全員の源泉徴収票又は前年の年間収入が確認できるものを添付してください。  
 ※児童扶養手当受給対象の方は、「児童扶養手当証書」の写しを添付してください。  
 ※学校納入金がお済でない場合には、学校を経由して交付される場合がありますので、ご了承ください。

※以下の該当欄に○を付けてください。

今回の 申請	・新規
	・口座変更あり
	・口座変更なし

※なお、就学援助費交付申請にあたり町民税等の所得状況を閲覧する場合がありますことに同意します。

氏名 \_\_\_\_\_

改正後

第2号様式(第4条関係)

新入学児童生徒学用品費入学前交付申請書

二宮町教育委員会教育長 殿 年 月 日

住所	二宮町	電話	— —	申請者 (保護者)	印
新1年生 となる 児童 氏名	入学予定先			学校	
	入学予定先			学校	
	入学予定先			学校	
世帯 の 状 況	氏 名	続柄	生年月日	職業・学校学年等	
	世帯主				

下記については、前年又は本年の状況で該当する事項の番号を○で囲んでください。

1. 生活保護が途中で廃止(停止)になった。 2. 町民税・固定資産税・個人事業税の減免  
3. 国民健康保険税・国民年金保険料の減免 4. 児童扶養手当の援助を受けた。  
5. その他、保護者の死亡など特に経済的に児童生徒の就学が困難となる理由

○住居の形態(所得による規程で審査を受ける方は、必ずご記入ください。)

1. 自家 2. 貸家(アパート・一戸建) 家賃 月額 円

※認定基準が証明できる書類(非課税証明書・児童扶養手当証書など)を添付してください。  
※所得による規程で審査を受ける方は、収入のある家族全員の源泉徴収票又は前年の年間収入が確認できるものを添付してください。

◎就学援助費の支給は、下記の口座へ振込してください。

金融機関名		支店名	
口座 番号	普通 当座	口座 名義人	

【教育委員会確認欄】 新規登録 債権者情報変更有り 債権者情報変更無し

◎申請にあたり、次の2点に同意します。

- 申請にあたり町民税等の所得状況を閲覧する可能性があること
- 小学校入学前に町外転出した場合には、転出先自治体に対して、二宮町で「新入学児童生徒学用品費」の入学前交付を行った旨を通知すること

氏名(署名) \_\_\_\_\_

改正前

第2号様式(第4条関係)

新入学児童生徒学用品費入学前交付申請書

二宮町教育委員会教育長 殿 年 月 日

住所	二宮町	電話	— —	保護者名	印
新1年生 となる 児童 氏名	入学予定先			学校	
	入学予定先			学校	
	入学予定先			学校	
世帯 の 状 況	氏 名	続柄	生年月日	職業・学校学年等	
	世帯主				

下記については、前年又は本年の状況で該当する事項の番号を○で囲んでください。

1. 生活保護が途中で廃止(停止)になった。  
2. 児童扶養手当の援助を受けた。  
3. その他、保護者の死亡など特に経済的に児童生徒の就学が困難となる理由

○住居の形態

1. 自家 2. 貸家(アパート・一戸建) 家賃 月額 円 (必ずご記入ください。)

※収入のある家族全員の源泉徴収票又は前年の年間収入が確認できるものを添付してください。  
※児童扶養手当受給対象の方は、「児童扶養手当証書」の写しを添付してください。

※以下の該当欄に○を付けてください。

今回の 申請 更新	・ 新 規
	・ 口座変更あり
	・ 口座変更なし

◎申請にあたり、次の2点に同意します。

- 申請にあたり町民税等の所得状況を閲覧する可能性があること
- 小学校入学前に町外転出した場合には、転出先自治体に対して、二宮町で「新入学児童生徒学用品費」の入学前交付を行った旨を通知すること

氏名 \_\_\_\_\_

## 二宮町児童生徒就学援助費交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由により就学困難な児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者に対して児童生徒就学援助費（以下「援助費」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (資格)

第2条 この要綱により援助費を受けることができる者は、二宮町立小学校若しくは中学校に在籍する児童生徒、二宮町内に在住で国・県が設置する中学校（中等教育学校を含む。）に在籍する生徒又は当該年度の翌年度に二宮町立小中学校への就学を予定する者（以下「小中学校入学予定者」という。）の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認められる者で、教育長が別に定める基準に該当する者（以下「準要保護者」という。）

### (種類及び金額等)

第3条 援助費の種類及び金額は、別表のとおりとする。この場合において、年度の中途から援助費の交付を受ける者に係る学用品費、通学用品費及び給食費は、決定した月に応じた額とする。

- 2 前項のうち、新入学児童生徒学用品費については、小中学校入学予定者の準要保護者に対して交付することができる。ただし、要保護者に対しては交付しない。

### (申請)

第4条 援助費の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、就学援助費交付（変更）申請書（第1号様式）を二宮町教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。ただし、要保護者については、この限りでない。

- 2 前項の申請は、援助費の交付を受けようとする年度の指定する期日までに行うものとする。
- 3 前条第2項の規定により、新入学児童生徒学用品費の入学前交付を受けようとする者（以下「入学前交付申請者」という。）は、新入学児童生徒学用品費入学前交付申請書（第2号様式）を、教育長に提出しなければならない。ただし、翌年度に二宮町立中学校に就学する予定で、準要保護者の決定を受けた者については、この限りでない。

4 前項の申請は、入学前交付を受けようとする年度の指定する期日までに行うものとする。

(決定)

第5条 教育長は、前条第1項の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、援助費の交付の適否を決定して、申請者に就学援助費交付決定通知書（第3号様式）又は就学援助費審査結果通知書（第4号様式）により通知するものとする。

2 要保護者に対する援助費の交付の決定は、平塚保健福祉事務所からの当該要保護者及びその世帯に属する児童生徒に対する報告に基づき行うものとする。この場合において、当該決定の通知については、前項の規定を準用する。

3 教育長は、前条第3項の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、援助費の交付の適否を決定して、新入学児童生徒学用品費入学前交付決定通知書（第5号様式）又は新入学児童生徒学用品費入学前交付審査結果通知書（第6号様式）により入学前交付申請者に通知するものとする。

4 決定の有効期間は、第1項又は第2項の規定により決定した日の属する年度内とする。

(交付)

第6条 援助費は、児童生徒の保護者が指定する金融機関の預金口座へ振り込むことにより交付する。

(中止)

第7条 教育長は、援助費の交付を受ける者（以下「受給者」という。）が、第2条に定める資格を欠くに至ったときは、当該資格を欠くに至った日の属する月の翌月以後における援助費の交付を中止する。

2 前項により援助費の交付を中止した場合は、就学援助費中止通知書（第7号様式）により受給者に通知するものとする。

(返還)

第8条 教育長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、決定を取消し、又は既に交付した援助費の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な行為により援助費の交付を受けたとき。

(2) 援助費の交付に当たり教育長が付する条件に違反し、又は援助費をその目的以外のことに使用したとき。

(届出)

第9条 受給者は、第4条第1項及び第3項の規定による申請に係る事項に変更が生じたときは、速やかに教育長に届け出なければならない。

2 前項による届け出は、就学援助費交付（変更）申請書を準用する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、援助費の交付に関し必要な事項は、別に定め

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 12 月 8 日から施行する。  
(二宮町就学援助費交付要綱の廃止)
- 2 二宮町就学援助費交付要綱（平成 6 年 4 月 1 日公表）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

援助費の種類及び金額（年額）

区分	小学校	中学校
学用品費 （1年生）	11,420	22,320
学用品費 通学用品費 （2年生以上）	11,420 2,230	22,320 2,230
新入学児童生徒学用品費	50,600	57,400
校外活動費	実費	実費
修学旅行費	実費	実費
体育実技用具費 柔道 剣道	—	実費・上限 7,510 実費・上限 51,940
通学費 （通学距離が規定の距離以上 で、交通機関を利用する場合）	（片道 4 km 以上） 実費・上限 39,620	（片道 6 km 以上） 実費・上限 80,070
給食費	実費	実費

第1号様式(第4条、第9条関係)

就学援助費交付(変更)申請書

二宮町教育委員会教育長 殿

年 月 日

住所	二宮町	電話	— —	申請者 (保護者)	印
児童生徒 氏名					学校
					学校
					学校
世帯 の 状 況	氏 名	続柄	生年月日	職業・学校学年等	
		世帯主			
<p>下記については、前年又は本年の状況で該当する事項の番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 生活保護が途中で廃止(停止)になった。      2. 町民税・固定資産税・個人事業税 の 減免</p> <p>3. 国民健康保険税・国民年金保険料 の 減免      4. 児童扶養手当の援助を受けた。</p> <p>5. その他、保護者の死亡など特に経済的に児童生徒の就学が困難となる理由</p> <p style="text-align: center;">[ ]</p> <p>○住居の形態(所得による規準で審査を受ける方は、必ずご記入ください。)</p> <p>1. 自家      2. 貸家(アパート・一戸建)      家賃 月額 _____ 円</p>					

※認定基準が証明できる書類(非課税証明書・児童扶養手当証書など)を添付してください。

※所得による規準で審査を受ける方は、収入のある家族全員の源泉徴収票又は前年の年間収入が確認できるものを添付してください。

◎就学援助費の支給は、下記の口座へ振込してください。

金融機関名		支店名	
口座 番号	(普通 当座)	口座 名義人	

※学校納入金がお済でない場合には、学校を経由して交付される場合がありますので、ご了承ください。

【教育委員会確認欄】     新規登録     債権者情報変更有り     債権者情報変更無し

◎なお、就学援助費交付申請にあたり町民税等の所得状況を閲覧する場合がありますことにご同意します。

氏名(署名)

第2号様式（第4条関係）

新入学児童生徒学用品費入学前交付申請書

二宮町教育委員会教育長 殿

年 月 日

住所	二宮町 電話 — —	申請者 (保護者)	印
新1年生 となる 児童 氏名		入学予定先	学校
		入学予定先	学校
		入学予定先	学校
世帯 の 状 況	氏名	続柄	生年月日
		世帯主	
<p>下記については、前年又は本年の状況で該当する事項の番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 生活保護が途中で廃止(停止)になった。      2. 町民税・固定資産税・個人事業税 の 減免</p> <p>3. 国民健康保険税・国民年金保険料 の 減免      4. 児童扶養手当の援助を受けた。</p> <p>5. その他、保護者の死亡など特に経済的に児童生徒の就学が困難となる理由</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 30px; width: 100%; margin-top: 5px;"></div> <p>○住居の形態（所得による規準で審査を受ける方は、必ずご記入ください。）</p> <p>1. 自家    2. 貸家(アパート・一戸建)    家賃 月額                  円</p>			

※認定基準が証明できる書類(非課税証明書・児童扶養手当証書など)を添付してください。

※所得による規準で審査を受ける方は、収入のある家族全員の源泉徴収票又は前年の年間収入が確認できるものを添付してください。

◎就学援助費の支給は、下記の口座へ振込してください。

金融機関名		支店名	
口座番号	(普通当座)	口座名義人	

【教育委員会確認欄】     新規登録     債権者情報変更有り     債権者情報変更無し

◎申請にあたり、次の2点に同意します。

- ① 申請にあたり町民税等の所得状況を閲覧する場合があること
- ② 小学校入学前に町外転出した場合には、転出先自治体に対して、二宮町で「新入学児童生徒学用品費」の入学前交付を行った旨を通知すること

氏名(署名) \_\_\_\_\_



年 月 日

様

二宮町教育委員会教育長

就学援助費交付決定通知書

貴方の保護している児童・生徒を 年度準要保護児童・生徒として、援助費の交付  
を決定したので通知します。

記

- |   |     |    |
|---|-----|----|
| 1 | 学 校 | 学校 |
| 2 | 学 年 | 年  |
| 3 | 氏 名 |    |

援助費の支給方法

学期終了後に、別紙費用（その学期にかかった費用を含む）を指定の口座に振り込み  
みます。ただし、教材費など学校への支払いがお済みでない場合、直接学校へお預か  
りする場合がありますので、ご了承ください。

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

様

二宮町教育委員会教育長

就学援助費審査結果通知書

このことについて、先に申請のありました 年度の就学援助費交付について、審査の結果、準要保護者には該当いたしませんので、通知いたします。

年 月 日

様

二宮町教育委員会教育長

新入学児童生徒学用品費入学前交付決定通知書

貴方の保護している児童を、 年度「新入学児童生徒学用品費」入学前交付対象として、援助費の交付を決定したので通知します。

記

1 学 校 学校（入学予定）

2 氏 名

支給（交付）予定日 年 月 日

第6号様式（第5条関係）

年 月 日

様

二宮町教育委員会教育長

新入学児童生徒学用品費入学前交付審査結果通知書

このことについて、先に申請のありました 年度の新入学児童生徒学用品費入学前  
交付について、審査の結果、交付対象には該当いたしませんので、通知いたします。

第7号様式（第7条関係）

年 月 日

様

二宮町教育委員会教育長

就学援助費中止通知書

年 月 日付をもって、就学援助費交付決定を、次の理由により中止いたします。

記

中止の理由

- 1 生活保護法による教育扶助が開始されたため
- 2 援助を辞退したため
- 3 転出したため
- 4 その他

.....  
.....  
.....

中止日 年 月 日



## 二宮町準要保護者昼食代援助費交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染拡大防止に伴う小中学校一斉臨時休業期間、給食を実施しない分散登校期間及び給食実施を希望しない期間（以下「臨時休業期間等」という。）の給食費相当額について、経済的な理由により就学困難な児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者に対して昼食代援助費（以下「援助費」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (資格)

第2条 この要綱により援助費を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、二宮町児童生徒就学援助費交付要綱（平成29年12月8日施行。以下「就学援助要綱」という。）第2条第2号に規定する準要保護者とする。

## (援助費)

第3条 援助費は、二宮町学校給食費取扱い要綱（平成25年4月1日施行。以下「給食費要綱」という。）第8条に規定する金額とし、令和2年4月、5月及び6月分の学校給食費相当額を援助する。この場合において、月の中途から援助費の交付を受ける者に係る援助費は、決定した月に応じる額とする。

2 令和2年4月及び5月分の援助費は、給食費要綱の規定により月額で算定する。

3 令和2年6月分の援助費は、月額から給食実施日分を日額で算定した額を差し引いた額で算定する。ただし、給食を希望しない者については、月額で算定する。

## (申請及び決定)

第4条 援助費は、就学援助要綱第4条に規定する申請をもって申請されたものとし、就学援助要綱第5条第1項に規定する就学援助費交付決定通知書を交付した者に対し教育長が決定し、昼食代援助費交付決定通知書（第1号様式）により通知する。

## (交付)

第5条 援助費は、就学援助要綱に規定する児童就学援助費と同じ預金口座へ振り込むことにより交付する。

## (中止)

第6条 教育長は、受給者が、第2条に規定する資格を欠くに至ったときは、当該資格を欠くに至った日の属する月の翌月以後における援助費の交付を中止する。

2 前項により援助費の交付を中止した場合は、昼食代援助費中止通知書(第2号様式)により受給者に通知するものとする。

(返還)

第7条 教育長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、決定を取消し、又は既に交付した援助費の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な行為により援助費の交付を受けたとき。

(2) 援助費の交付に当たり、教育長が付する条件に違反し、又は援助費をその目的以外のことに使用したとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、援助費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月5日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和2年6月30日限り、その効力を失う。



年 月 日

様

二宮町教育委員会教育長

昼食代援助費交付決定通知書

貴方の保護している児童・生徒に対し昼食代援助費の交付を決定したので通知します。

記

- |   |     |      |
|---|-----|------|
| 1 | 学 校 | 学校   |
| 2 | 学 年 | 年    |
| 3 | 氏 名 |      |
| 4 | 金 額 | ( 円) |

援助費の支給方法

月 日に、二宮町児童生徒就学援助費を申請した際に指定した口座に振り込み  
ます。

年 月 日

様

二宮町教育委員会教育長

昼食代援助費中止通知書

年 月 日付をもって、昼食代援助費について、次の理由により中止いたします。

記

中止の理由

- 1 生活保護法による教育扶助が開始されたため
- 2 援助を辞退したため
- 3 転出したため
- 4 その他

.....  
.....  
.....

中止日 年 月 日

## 令和2年度 二宮町学校給食費取扱い特別要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染拡大防止により臨時休業していた町立小・中学校の学校再開後の学校給食費の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

## (適用)

第2条 令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間、新型コロナウイルス感染症の影響によって変則登校となった月及び教育長が必要と判断した月の学校給食費の徴収については、二宮町学校給食費取扱い要綱（平成25年4月1日施行。以下「給食費取扱い要綱」という。）の規定に関わらず、次のとおり取扱うものとする。

(1) 当該月の学校給食費は、学校給食実施日分については給食費取扱い要綱第8条第4項を準用し、各町立小・中学校が定める期日までに徴収する。

(2) 前号の学校給食費の徴収は、現金による徴収を原則とする。

(出席停止及び感染予防のため学校給食を希望しない児童生徒の学校給食費取扱い)

第3条 学校給食開始日の5日前までに、保護者が感染を危惧して児童生徒を欠席させることについて、学校長が出席停止と判断した場合及び感染予防のため学校給食を希望しないことが判明している児童生徒については、学校給食を欠食した日において学校給食費を徴収しない。

2 前項に規定する期日後に発熱等の風邪症状がある場合等の新型コロナウイルス感染症予防のため、出席停止が判明した児童生徒については、学校給食を欠食した日において学校給食費を徴収しない。

## (その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

## (この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。



## 令和2年度8月教育委員会議定例会予定

- 1 日 時 令和2年8月21日（金）9時30分から
- 2 場 所 二宮町役場 第1委員会室
- 3 付議事項
  - (1) 令和2年度二宮町一般会計補正予算（第5号補正）について
  - (2) 二宮町立小中学校校内ネットワーク整備業務委託請負契約について
- 4 報告・協議事項
  - (1) 二宮町教育委員会点検及び評価報告書（案）について

### ※ 出席を要する主な行事

- |          |        |                                       |
|----------|--------|---------------------------------------|
| 8月19日（水） | 14時00分 | 神奈川県教育委員会連合会第2回幹事会（逗子市：山内委員出席予定）      |
| 8月21日（金） | 9時30分  | 8月教育委員会議定例会（二宮町役場第一委員会室）<br>(給食試食あり)  |
|          | 13時30分 | 総合教育会議（二宮町役場第一委員会室）                   |
| 9月24日（木） | 9時30分  | 9月教育委員会議定例会（町民センター2Aクラブ室）<br>(給食試食あり) |
|          | 午後     | 学校訪問（二宮小学校）                           |